要請番号 【 I 】 1 (1) ① 所管課名 高齢福祉課 【要請内容】 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。 1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険料・利用料について ①介護保険料の低所得者への減免制度を実施してください。 【回答】 介護保険料については、平成27年度から、従来の給付費の5割の公費負担 とは別枠で、消費税増税分を財源とする新たな公費負担による低所得高齢者に 対する保険料軽減を実施しているところであり、また、本県では全ての保険者 で厚労省基準を超える多段階化も実施しています。

要請番号	[I] 1 (1) 2	所管課名	高齢福祉課
【要請内容	3		

# (1) 介護保険料・利用料について

② 介護利用料の低所得者への減免制度を実施してください。

#### 【回答】

介護サービスの利用料については、施設サービス利用者に対する「特定入所者介護サービス費 (補足給付)」、介護サービスの利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費」の支給、介護及び医療の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額医療合算介護サービス費」の支給、「社会福祉法人等による利用者負担軽減」などが実施されています。

また、県内の多くの保険者においては、低所得者の方に対する介護保険料と 利用料の個別の減免が行われています。

なお、県としましては、低所得者への対策は全国的な問題であることから、 国に対して、制度的な低所得者の保険料及び利用者負担の軽減策の拡充につい て要望しているところです。 要請番号 【 I 】 1 (2) 所管課名 高齢福祉課

### 【要請内容】

### (2) 介護保険利用の際の手続き

介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

### 【回答】

介護保険は各市町村が保険者として運営しておりますので、介護保険利用の相談は各市町村の介護保険担当部署が窓口となります。各市町村の介護保険担当部署にどういった職員を配置するかについては、市町村の判断となりますが、県としましては、「高齢者福祉・介護保険担当職員新任研修」や「認定調査員等新任(現任)研修」の実施等により、各市町村職員の資質向上を支援しております。

要請番号	[1] 1 (3) ①	所管課名	高齢福祉課

- (3) 基盤整備について
  - ①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅 に増やし、待機者を早急に解消してください。

### 【回答】

本県では、平成30年3月に平成30年度から平成32年度を計画期間とする「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」を策定し、計画に基づいた特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所など施設・居宅サービスの基盤整備を推進し、待機者の解消を図っているところです。

特に、小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など地域密着型サービス事業所の整備については、 平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、計画に基づく整備を実施する市町村や事業者に対する助成制度を創設しており、こういった制度も積極的に活用していただきながら、介護サービス事業所の整備を促してまいります。

要請番号	[I]	1 (	3) ②	所管課名	高齢福祉課

- (3) 基盤整備について
  - ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方の入所希望について、積極的に「特例」を活用・拡大し受け入れを行ってください。

### 【回答】

特別養護老人ホームへの入所につきましては、平成27年4月から原則要介護3以上の方に限定される一方で、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合の要介護1又は2の方の特例入所が認められているところです。

愛知県では、入所希望者の心身の状況、家族が就労や育児などのため介護が 困難であるなどのやむを得ない事情のある要介護1又は2の方は適切に特養に 入所できるよう「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」を平成27年3月5 日付で改正し、市町村及び県所管の特別養護老人ホームに通知し、適切な運用 を求めているところです。

特例入所の受け入れに際しては、保険者市町村は、施設からの求めに応じ、 地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する地域の状況や、担当の 介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の個別の状況聴取内容を踏 まえて意見書を提出することとなっております。

施設と市町村の判断に齟齬が生じることがないよう適切な連携が必要となることから、今後も、会議などの機会を捉えて適切な運用の周知を図ってまいります。

要請番号	[I] 1 (4) ①	所管課名	医療福祉計画課

#### (4) 総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

### 【回答】

平成29年4月から全市町村で総合事業が開始されておりますが、従来の介護 予防訪問介護等に相当するサービスについては、総合事業移行後も実施することは可能であり、地域の実情に応じて対応がなされているところです。

市町村においては、介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、その達成のために必要なサービスを利用者が主体的に利用できるよう支援することとなっております。

 要請番号
 【I】1(5)①
 所管課名
 医療福祉計画課

 【要請内容】

- (5) 高齢者福祉施策の充実について
  - ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充 してください。

### 【回答】

国が定めている地域支援事業の中で、高齢者の居場所づくりに関する各種事業については助成対象となっております。サロンなどについては、総合事業の「通所型サービスB」(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援)において、地域支援事業実施要綱の中で「趣味活動等を通じた日中の居場所づくり」や「定期的な交流会、サロン」として例示されています。また、認知症カフェについては、包括的支援事業(社会保障充実分)の「認知症地域支援・ケア向上事業」で示されています。

要請番号	[I] 1 (5) ②	所管課名	高齢福祉課
【要請内容	3		

- (5) 高齢者福祉施策の充実について
  - ② 住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を 実施してください。

## 【回答】

受領委任払い方式については、県内の多くの保険者が、何らかのサービスに ついて実施しております。

受領委任払いは利用者の一時的な負担を軽減するメリットがありますが、事業者の事前登録手続が必要となるなどのデメリットもあることから、それぞれの保険者において、各サービスの利用状況等、地域の実情を勘案して判断いただくものであり、県としましては、保険者から相談があった場合には適切に助言をしてまいります。

要請番号	[1] 1	(6)	所管課名	高齢福祉課
女师田 7		$(0) \oplus \omega$		

- (6) 障害者控除の認定について
  - ① 介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください
  - ② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者 控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

#### 【回答】

老齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定により、 身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市 町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされております。

障害者又は特別障害者であることの認定は市町村が行うものであり、またその取扱いについては、国通知により「「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えられる」旨と認定方法についての参考事項が示されております。

そのため、県としましては、市町村に対し、これらの法令等の趣旨に基づき 適切に認定を行うこととともに、制度の周知についても、各市町村の実情に応 じ、適切と考えられる方法により実施するよう指導をしております。

また、国に対しては、障害者控除等の認定基準について、対象者の認定が公平、公正かつ適切に行われるよう具体的、統一的な基準を示すよう要望しているところです。

要請番号 【 I 】 2 ① 所管課名 国民健康保険課

## 【要請内容】

- 2. 国保の改善について
  - ① 県の国保会計に県独自の事業費補助を行ってください。

## 【回答】

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、県は財政運営の責任主体となり、新たに特別会計を設けることとなりました。

県は特別会計予算として、市町村が行う保険給付等に充てられる保険給付費 等交付金など歳出に必要な額を見込み、その財源として、市町村から県に収め ていただく納付金や国庫支出金などの歳入額を計上し、適切な特別会計の運営 に努めております。

県がこれまで市町村に交付してきた県支出金の多くは、新制度においてはこの特別会計に対する一般会計繰入金となり、医療給付費等の9%相当の額である県繰入金(旧:県調整交付金)や特定健診等負担金などを負担しております。一般会計で行っております事業を含め、平成30年度は約555億円、被保険者一人当たり約3万5千円を予算化しているところであり、引き続き負担を行ってまいります。

このため、県独自の事業費補助は考えておりません。

要請番号	[1] 22	所管課名	国民健康保険課
------	--------	------	---------

- 2. 国保の改善について
  - ② 保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税) に引き下げてください。

## 【回答】

保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者に対して、行うことができることとなっております。また、保険料(税)の料率は、国保事業費納付金の納付額や公費(国費)の交付額等を踏まえ、市町村の判断により決定されるものであります。

要請番号	[I] 23	所管課名	国民健康保険課
------	--------	------	---------

- 2. 国保の改善について
  - ③ 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

## 【回答】

子どもに係る保険料(均等割)の軽減措置の導入については、愛知県及び全 国知事会から要請を行っており、国において引き続き議論していくこととして おります。

保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより行うことができることとなっており、条例の制定は、市町村の判断により行われるものであります。

要請番号	[1] 24	所管課名	国民健康保険課
------	--------	------	---------

- 2. 国保の改善について
  - ④ 資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

## 【回答】

資格証明書の交付は、国民健康保険の保険料(税)の滞納者に対する措置の一つとして昭和61年に導入されたものであり、平成12年から義務化されております。

資格証明書の交付の対象は、災害その他の特別の事情がないにもかかわらず 保険料(税)を滞納している者とされており、特別の事情がある者は、対象か ら除外されております。

要請番号	[I] 25	所管課名	国民健康保険課
------	--------	------	---------

#### 2. 国保の改善について

⑤ 保険料(税)を払えない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保 険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差 押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがな いようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないで ください。

### 【回答】

市町村は、滞納につき特別な事情がある場合を除き、滞納者に対しては、継続的に納付相談及び納付指導が可能となるよう短期保険証の交付を行っているところであります。

また、市町村においては、特別の事情がないにもかかわらず、保険料(税)が未納の場合は、公平性の観点から差押えなどの滞納処分が実施されることとなりますが、滞納処分については、法令に基づき適正に行われるものであり、滞納処分に先立ち、滞納者に対して分納の相談に応じているところであります。

要請番号	[I] 26	所管課名	国民健康保険課
------	--------	------	---------

## 2. 国保の改善について

⑥ 一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。 また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、 チラシを置くなど周知してください。

### 【回答】

一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者など特別な理由がある者で、保険者が一部負担金を支払うことが困難であり減免の必要があると認めた者に対して行うことができることとなっております。

減免制度の周知については、市町村が個々の実情に応じて減免内容を制度化しているため、個々の市町村において適切になされるものと考えております。 また、減免規定を設けるかどうかということについては、市町村において判断されるものであります。

要請番号 【 I 】 2 ⑦ 所管課名 国民健康保険課 【要請内容】 2. 国保の改善について ⑦ 高額療養費の申請漏れが生じないように最善の手立てを尽くしてくだ さい。 【回答】 高額療養費の申請については、高額療養費制度の要件に該当された方に対し て、申請に関するお知らせを全市町村で送付しており、申請漏れが無いように 取り組んでいるところであります。

要請番号	[1] 3①	所管課名	国民健康保険課
【要請内容】			

#### 3. 後期高齢者医療について

① 低所得者に対し、独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。

#### 【回答】

後期高齢者医療制度の低所得者に対する保険料の軽減については、高齢者の医療の確保に関する法律により所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準が示されており、その基準に基づき後期高齢者医療広域連合が保険者としての実情にあった軽減制度を設けているものと考えております。

また、低所得者に対する独自の保険料軽減制度を設けるかどうかということについては、後期高齢者医療広域連合において判断されるものであります。

窓口負担につきましては、療養の給付を受ける者の義務として高齢者の医療の確保に関する法律に規定されているものです。

なお、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められた者に対しては、後期高齢者医療広域連合の条例に定めるところにより、窓口負担の減免を行うことができることとなっております。

要請番号 【1】3 ② 所管課名 国民健康保険課 【要請内容】 3. 後期高齢者医療について ② 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯も対象としてください。

## 【回答】

一部負担金の減免については、後期高齢者医療広域連合の条例に定めると ころにより、災害等によって生活が著しく困難になった者又はこれに準ずる と認められた者に対して、行うことができることとなっております。

どのような減免規定を設けるのかということについては、後期高齢者医療 広域連合の判断によるものであります。

所管課名 国民健康保険課 要請番号 【1】3. ③ 【要請内容】 3. 後期高齢者医療について ③ 高額療養費および葬祭費の申請漏れが生じないように最善の手立て を尽くしてください。 【回答】 高額療養費制度の要件に該当された方に対しては、後期高齢者医療広域連 合が申請に関するお知らせを送付しています。また、葬祭費の支給について は、死亡の届出の際に窓口である市町村が手続きの案内をしているものと考 えております。

【要請内容】税の徴収、滞納問題への対応など

#### 4. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

#### 【回答】

本県では、広島高裁判決事例である預金口座に入金された差押禁止財産の差押えについては、従来から慎重に取り扱っており、預金債権であることをもって直ちに差押えをすることなく、個々の事例により判断しております。

また、個々の滞納事案への対応は、これまでと同様に、病気など止むを得ない事情で納税ができなくなった方々に対しては、必要な納税相談を行うとともに、地方税法第15条に定められております徴収猶予や延滞金の免除などの納税緩和措置の適用も含め、法令に基づき適切に行ってまいります。

要請番号	[I] 5(1)	所管課名	地域福祉課
> ( Fig Pi		// I H 1// I	

- 5 生活保護について
  - ① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第 1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にす る」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すよ うな違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には 早急に支給してください。

### 【回答】

生活保護の相談・申請にあたっては、必ず申請意思の有無を確認したうえで申請手続きを行うよう、また、就労や親族の扶養の可否について、あたかも申請の条件と誤解されるような行為は、厳に慎むよう、各福祉事務所に対し、担当者会議や指導監査等の機会を捉えて指導しているところであります。また、生活保護の実施にあたりましては、厚生労働省が示した「保護の実施要領」に基づき、各福祉事務所が適切かつ迅速に対応するよう、福祉事務所を指導しております。

要請番号	[I] 52	所管課名	地域福祉課
【要請内容	<b>₹</b>		

### 5 生活保護について

② ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

## 【回答】

ケースワーカーなどの配置数については、社会福祉法第 16 条において標準数が規定されており、これに基づき配置するよう各福祉事務所に対し、指導しております。

また、現業員 (ケースワーカー) 研修、査察指導員研修等の実施により、 生活保護事務担当者の資質向上を図っているところです。

要請番号	[I] 53	所管課名	地域福祉課
【要請内容	<b>F</b> ]		

## 5 生活保護について

③ 行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。返還によって利用者の生活が最低基準を下回ることのないよう十分に配慮し、了承を得るようにしてください。

## 【回答】

行政側のミスによるものであっても、保護費が過大に支給されれば、結果 として当該世帯は生活保護基準を上回る給付を受けることになりますので、 返還を求めることはやむを得ないと考えております。

なお、返還にあたっては、今後の生活を圧迫しないよう、生活保護受給者 と話し合いを行い、了承の上、返還方法を決めるよう指導しております。

要請番号	[I] 54	所管課名	地域福祉課
【要請内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

### 5 生活保護について

④ 生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

### 【回答】

資産調査は、国の通知に基づき、生活保護受給者から、少なくとも年1回 の資産申告を求め、福祉事務所が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよ う定められております。

収入未申告等不正な手段により蓄えられたものでないことを確認し、預貯金等の使用目的を聴取することで、計画的な支出等について助言指導を行うこととしており、御理解をいただきたく思います。

なお、福祉事務所には、資産申告の確認に当たっては、必要に応じて訪問 調査時や個室に案内して行うなど個々のプライバシーに配慮して行うことに 留意するよう指導をしております。

要請番号	[I] 55	所管課名	地域福祉課

- 5 生活保護について
  - ⑤ 外国人への生活保護制度および手続きに関するわかりやすい説明パンフレットを各国語で整備し、必要な方に配布できるようにしてください。また、ホームページにも各国語で掲載してください。

### 【回答】

相談時に活用している「生活保護のしおり」について、中国語、韓国語、 英語、ポルトガル語、タガログ語に翻訳したものを整備しています。

生活保護制度は内容が多岐にわたり、相談にみえる方の世帯の状況に応じた支援が必要です。そのためには、文字だけでなく直接お話を伺いながら手続きを進めることが大切だと考えておりますので、ホームページへの掲載は考えておりません。

要請番号	[1] 6①	所管課名	国民健康保険課

- 6. 福祉医療制度について
  - ① 福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

### 【回答】

福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくためには、不断の見直 しが必要であることから、平成24年度から平成25年度にかけて、市町村 や医師会等関係団体の方々からご意見を伺う場を設け、様々な議論を行いま した。

この結果を踏まえ、平成25年6月3日の知事記者会見において、福祉医療制度についての現段階での基本的考えを公表したところです。

その中で、当面、一部負担金の導入はしないこととし、制度が持続可能な ものとなるよう引き続きさまざまな観点からの議論は継続することなどを明 らかにしております。

福祉医療制度を今後とも持続可能なものとしていくために、引き続き必要な議論、研究は進めてまいりたいと考えております。

要請番号	[I] 62	所管課名	児童家庭課

- 6. 福祉医療制度について
  - ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。また、入院時食事療養費の標準負担額も助成対象としてください。

#### 【回答】

本県の子ども医療費助成につきましては、「所得制限なし」、「一部負担金なし」で、通院については小学校就学前、入院にあっては中学校卒業までと全国でも高い水準にあります。

実施主体である市町村の状況をみますと、地域のニーズをふまえたそれぞれの政策的判断により、県の助成制度をベースとして順次拡大が図られております。

一方、県としましては、子ども医療をはじめとする福祉医療制度は、限られた財源の中で、入院時食事療養費の取扱いを含め持続可能な制度として維持することが課題であると考えております。

なお、子ども医療については、全国の自治体で独自の軽減、無料化が行われている状況を踏まえ、医療保険制度の見直しや新たな助成制度の創設など、全国一律の制度となるよう、国に対して継続的に要請しております。

要請番号 【Ⅰ】6③	所管課名	障害福祉課
------------	------	-------

- 6. 福祉医療制度について
  - ③ 精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、手帳1・ 2級を所持していない自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成 の対象としてください。

#### 【回答】

精神障害者への医療費助成制度については、障害者医療費助成制度の対象の拡大として平成20年度から実施しており制度の拡大に当たっては、精神疾患は適切な医療を受けることで症状の回復の可能性があり、治療の継続の確保が重要であるという認識のもと、全ての市町村において円滑に実施できるよう、制度の実施主体である市町村と協議を重ねた結果、精神疾患に係る医療を助成対象とすることとしたものです。

その後、市町村単独事業として助成対象を全疾患に拡大するところが増え、平成30年10月1日現在、県内の54市町村のうち全疾患を助成対象とする市町村は、通院医療と入院医療ともに52市町村となっています。

また、助成対象者は、特に障害の程度が重く、医療費の負担が大きいと考えられる重度の精神障害者として精神障害者保健福祉手帳の1・2級としています。これは、障害者医療制度のうち、身体障害者手帳1~3級を対象とする身体障害者、IQ50以下の中度以上を対象とする知的障害者と障害の等級は同程度のものとなっております。

福祉医療制度は対象者・補助額ともに規模が大きく、制度を今後も安定的に継続していくことが、大きな課題となっており、県としては、精神障害の助成対象及び助成対象者について、当面は現行の対象範囲を維持していきたいと考えております。

要請番号 【I】6④ 所管課名 国民健康保険課 【要請内容】

- 6. 福祉医療制度について
  - ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

## 【回答】

福祉医療制度の一つであります後期高齢者福祉医療費給付制度につきましては、実施主体であります市町村とも調整を行い、平成20年度に福祉医療全体の見直しの中で、現在の制度となっているところであります。

福祉医療制度は、限られた財源の中で持続可能な制度とすることが課題であることから、当面は現行制度を維持したいと考えているところです。

要請番号	[I] 65	所管課名	障害福祉課
/mathe)			

# 【要請內容】

- 6. 福祉医療制度について
  - ⑤難病患者が障害認定や障害福祉サービス、介護サービスを利用する際の相談・ 申請が遅滞なく行われるよう、窓口の一本化または情報の共有化を行ってください。

### 【回答】

昭和45年度から「福祉ガイドブック」を作成し、県や国等が行っている障害者福祉施策・戦傷病者福祉施策等を紹介しているところであり、その中で関係機関等の相談窓口一覧を掲載するなど情報提供を行っているところです。

しかしながら、各施策、サービスの具体的内容、対象等については、実施主体である市町村によって異なる場合があるため、詳細についてはそれぞれの問い合わせ先に御確認いただく必要があります。

なお、引き続き本県ウェブページを活用し情報を発信するなど、情報の共有 化に努めてまいります。

要請番号	[I] 7(1)①	所管課名	児童家庭課

#### 7. 子育て支援について

- (1)「子供の貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、 2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子ども の貧困対策に計画をもって推進するように援助してください。
  - ① ひとり親世帯などに対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

### 【回答】

母子及び父子並びに寡婦福祉法において、都道府県等はひとり親家庭等に対する自立促進計画の策定が努力義務とされており、本県においては、平成27年3月に策定した「あいちはぐみんプラン2015-2019」に盛り込む形で、「自立促進計画」を策定しております。

ひとり親家庭の父母が就職に有利な資格を取得するため支援する「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」の支給、生活援助・保育サービスを行う家庭生活支援員を派遣する「日常生活支援事業」の市町村助成等についても本計画に位置付けた上で実施し、ひとり親家庭等に対する切れ目のない総合的な支援を提供しております。

更請釆早	[I] 7 (1) ②	<b></b>	財務施設課
女nH1H7 /7			

- (1)「子供の貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2 016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困 対策に計画をもって推進するように援助してください。
  - ② 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

### 【回答】

修学困難な児童及び生徒に係る就学援助は、学校教育法の規定により市町村が実施主体となっており、県においては、生活保護法に規定する要保護者への支援である「要保護児童生徒援助費補助金」について、市町村からの補助金申請の取りまとめ、国からの交付決定通知事務、及び国の委任による補助金の支出事務のみを行っています。また、要保護に準ずるものとして市町村から認定を受けた準要保護者への支援である「準要保護児童生徒援助費補助金」に係る支給基準及び支給内容については、それぞれの市町村が設定することとなっています。

本県といたしましては、国からの就学援助に係る諸通知がある都度、その趣旨を理解の上、事業実施するよう市町村に対し通知し、制度の周知を図っています。また、「要保護児童生徒援助費補助金」については国庫補助金、「準要保護児童生徒援助費補助金」については、国からの税源移譲及び地方交付税により財源措置されていることから、市町村が必要な援助を行うことができるように、国庫補助金の所要額の確保や十分な財源措置を講じることについて、国に要望しているところです。

入学準備金の新学期開始前の支給につきまして、「要保護児童生徒援助費補助金」については、昨年度、国の交付要綱が改正され、小学校入学前の支給も補助対象となるように改善されています。「準要保護児童生徒援助費補助金」については、文部科学省の調査によると、既に多くの市町で実施済み、あるいは来年度の入学生から実施予定となっていますが、県といたしましては、こうした情報を会議などの場において広く周知をしていきたいと考えています。

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2 016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧 困対策に計画をもって推進するように援助してください。
  - ③ 教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

## 【回答】

#### <無料学習塾について>

福祉事務所設置自治体が「無料学習塾」に取組む場合は、生活困窮者自立 支援法による「子どもの学習支援事業」を行うことができることから、各市 には、国庫補助金を活用することにより、地域の実情に応じた「子どもの学 習支援事業」が実施されるよう、引き続き、未実施の市に働きかけてまいり ます。

また、県が実施主体となる町村部では、町村と協力しながら、全ての町村で実施されるよう、検討してまいります。

#### <子ども食堂について>

県では、今年度、「既存の社会資源を活用した子ども食堂開設モデル事業」 を県内 10 か所で実施しております。この事業の他にも、開設までのノウハウ をまとめた「子ども食堂開設ガイドブック」を年度内に作成し、子ども食堂 の更なる設置拡大につなげてまいります。

また、子ども食堂を既に開設されている方には、子ども食堂が継続的に運営されるよう、子ども食堂が抱える様々な課題を解決するため、連続講座を全3回で開催します。

(①食中毒の防止 8月26日 ②食育 12月2日 ③食堂運営 2月3日)

県としては、こうした取組により、子ども食堂が身近な地域で開設され、 子どもたちにとって、安心して過ごせる居場所として定着していくよう、しっ かりと支援してまいりたいと考えております。

要請番号	[1] 7 (2)	所管課名	健康学習室
【要請内容】			

(2) 小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面 「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

### 【回答】

学校給食の実施に必要となる経費につきましては、施設設備及び運営に関する経費は学校の設置者である市町村等の負担とし、それ以外の経費(食材料費)は保護者負担とすることが学校給食法に定められております。

なお、市町村においては、子育て支援や少子化対策を目的とした独自の給 食費補助制度を設けているところもあります。

また、給食費未納の原因は、文部科学省の調査結果からも保護者の「責任感や規範意識が低いこと」と「経済的な問題」の2つにほぼ限られることから、まずは、保護者に対して、学校給食の意義や果たす役割をよく理解していただくことと、生活保護による教育扶助や就学援助制度について正しく知っていただくことが重要であると考え、対応に当たっております。

要請番号	<b>[</b> 1 <b>]</b> 7 (3)	所管課名	子育て支援課

(3) 保育施設において、どの時間帯においても職員配置基準と労働基準法の 両立が可能な、有資格者での配置の人件費を確保できるよう、国に要請し、 県としても独自補助を行ってください。

### 【回答】

ます。

保育施設における職員の基準配置や労働基準法関係法規の遵守については、 保育所等に対する指導監査において厳正に確認しております。

保育施設における人件費財源の確保については、県では、保育士配置基準及び施設型給付費の基本単価の改正等の改善を、16 大都道府県児童福祉主管課長会議を通じて、9月10日に国に要望するとともに、1歳児保育の職員配置の改善や、保育士に対する処遇改善が引き続き実施されるよう恒久的な財源確保について、7月11日に国に要請しておりますが、11月にも国に要請いたします。また、独自補助については、保育士の人件費補助として、産休・病休代替職員設置費、1歳児保育実施費、低年齢児途中入所円滑化事業費を実施しており

要請番号 【 I 】 8 ① 所管課名 障害福祉課

# 【要請内容】

- 8. 障害者・児施策の拡充について
  - ①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや通所施設を拡充するとともに、小規模の入所施設を設置してください。

# 【回答】

グループホーム等の各種障害福祉サービス事業所の整備については、国の補助制度を活用し、整備費に係る補助を行っているところであります。なお、障害者が長期に入所する障害者支援施設については、障害福祉計画で定員を削減し地域移行を進める方針としていることから、新規設置は困難ですが、平成30年度から新たに制度化された日中支援型グループホームを含め、障害のある方が地域で安心して生活できる場の整備に努めてまいります。

要請番号	[1]82	所管課名	障害福祉課
【無法事法	→ <b>1</b>		·

- 8. 障害者・児施策の拡充について
  - ②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

#### 【回答】

障害者等の移動支援につきましては、市町村事業の必須事業に定められており、各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況・ニーズに応じた 柔軟な形態で実施することとされております。

なお、障害者の通勤につきましては、重度障害者等の通勤を容易にするための措置を行う場合の費用の一部を助成する「障害者雇用納付制度における重度 障害者等通勤対策助成金」を利用することができます。

また、事業所への通所につきましては、各事業所が送迎サービスを実施して おり、実施にあたっては送迎加算の届け出をすることができます。

さらに、入所施設利用者につきましては、「市町村が特に必要と認める場合に おいては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、居宅介護・ 同行援護等について支給決定を行うことが可能である」とされております。

要請番号	[1] 83	所管課名	障害福祉課

- 8. 障害者・児施策の拡充について
  - ③診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間を報酬に算定してください。障害者が安心して医療にアクセスできるよう、入院時支援としてのヘルパー派遣を認めてください。また、日用品の購入・洗濯をはじめ、看護師らとのコミュニケーション支援など入院中の付添いにかかわる援助へのヘルパー利用を認めてください。

# 【回答】

院内における看護については、厚生労働省保険局医療課長通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日付保医発0305第2号)により「看護は、当該保険医療機関の看護職員のみによって行われるもの」とされており、原則として医療機関において必要な体制を整えるべきものとされています。

ただし、通院においては、医療機関での看護職員による対応ができない場合のみ、例外的にヘルパーの派遣が認められております。

また、平成30年4月の報酬改定により、重度訪問介護について、入院時も一定の支援が可能となりましたが、対象者は「障害支援区分6」の者のみとなっており、「障害支援区分4及び5」の者は、自宅であれば重度訪問介護の支援を受けられるにも関わらず、入院すると重度訪問介護の支援を受けることができないため、平成30年8月に本県が構成員である「16大都道府県障害福祉主管課長会議」において、「「障害支援区分4及び5」の者も入院時の支援を受けられるようにすること。」及び「自宅でヘルパーから受けられる支援と同内容の直接支援を入院時も受けることができるようにすること。」との要望をいたしました。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、 病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行うことができます。 

 要請番号
 【I】8④
 所管課名
 障害福祉課

 【要請内容】

8. 障害者・児施策の拡充について

④障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

### 【回答】

福祉サービスの利用者負担は、家計の負担能力その他の事情をしん酌して、利用者負担の月額上限額が定められており、市町村民税非課税世帯など低所得者については、免除措置が講じられているところです。また、給食費の実費負担については、補足給付費により軽減措置がとられております。

いわゆるホテルコストを含む利用者負担については、国が制度として全国統一して実施すべき事項であり、平成30年8月に本県が構成員である「16大都道府県障害福祉主管課長会議」において、利用者負担について「障害者が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ること」等の要望をいたしました。

要請番号   【 I 】 8 ⑤   所管課名   障害福祉課
---------------------------------

#### 8. 障害者・児施策の拡充について

⑤40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。また、2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知するとともに、障害福祉担当窓口で介護保険サービス利用により負担が新たに発生するもの、利用できないサービスを説明してください。

### 【回答】

介護保険制度との適用関係については、障害者総合支援法第7条の規定により、介護保険法に基づくサービスが優先されますが、一律に優先適用するものではありません。

その具体的な運用は、平成27年2月18日付けの厚生労働省の通知により、個別のケースに応じて、介護保険サービスにより適切な支援が受けられるか否かを、「申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」、また、「介護保険サービスの支給量、内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努めること」等が示されています。

県としましては、市町村に対し当該通知を周知するとともに、市町村の実地 指導において、その適切な運用を求めているところであります。

また、高齢障害者の利用者負担軽減制度については、29年11月14日付で厚生労働省から通知があり、各市町村に周知を図っております。さらに、厚生労働省から30年2月28日付で支給対象候補者情報が国保連データから提供される旨の通知がありましたので、市町村において対象者を確認の上、説明されていると思っておりますが、ご要望について、今後再度、市町村障害福祉主管課長会議等において周知を図るようにいたします。

要請番号	[1] 86	所管課名	障害福祉課
【無法事法	→ <b>1</b>		·

- 8. 障害者・児施策の拡充について
  - ⑥障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置 にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、県でも補助して ください。

### 【回答】

県といたしましては、人員基準は国が制度として全国統一して定めるべき事項であり、人件費も含めた運営費用はサービス報酬で算定されるべきであると考えております。

平成 30 年 8 月に本県が構成員である「16 大都道府県障害福祉主管課長会議」において、国に対して、「グループホームにおいて重度障害者に対応するため、夜間に夜勤職員及び宿直職員を配置している事業所もあるため、夜間支援等体制加算(I)と(II)の片方を選択し請求するのではなく、双方の要件を充たした場合は双方を請求できるようにするなど、夜間支援の体制に係る報酬加算を拡充すること。」との要望をいたしました。

西洼采旦	[1] 8⑦	武祭調友	障害福祉課
安明笛与		川目味石	

- 8. 障害者・児施策の拡充について
  - ⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消する ために報酬単価の引き上げを、国に要望し、県でも補助してください。また、福祉 教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。

### 【回答】

国に対して、平成30年8月に、本県が構成員である「16大都道府県障害福祉主管課長会議」において、「事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」との要望をいたしました。

なお、人件費を含めた運営費用は、サービス報酬で算定されるべきであると 考えていることから、県単独での補助は考えておりません。

また、福祉・介護人材確保の観点から、学生など特に若い世代を対象として、「介護教室」の開催や「施設見学事業」等を、愛知県社会福祉協議会と連携し実施するとともに、介護のイメージアップ事業として、介護職の重要性及びやりがいなどを幅広く知っていただくため、「介護の魅力ネット・あいち」の運営や「介護の日フェア」を開催しているところです。こうした事業を今後ともより実効性のある形で継続していくことで、介護職のさらなる確保に努めてまいります。

要請番号 【 I 】 9 ①	果名 健康対策課

#### 9. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

### 【回答】

これまで、国の予防接種部会において、おたふくかぜを含めた7ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、成人用肺炎球菌、B型肝炎、おたふくかぜ)の定期予防接種化の必要性について議論され、平成24年5月の第二次提言で、医学的・科学的観点から、この7ワクチンについて広く接種を促進していくことが望ましいと提言されました。これを受け、国は平成25年4月から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを、平成26年10月から水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンを、さらに平成28年10月からB型肝炎ワクチンを定期接種に位置づけました。

残りのおたふくかぜ、さらにロタウイルスワクチンについては、平成25年3月の通常国会において、「予防接種法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が可決され、専門家による評価・検討の結果を踏まえ、予防接種法上の定期接種の対象とすること等について検討が継続されています。

県としては、疾病の発生そのもの及びまん延の防止による集団防衛に重点を置いた予防接種は、全国一律に推進されることが必要であると考えており、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、国の動向に注視するとともに、おたふくかぜ及びロタウイルスワクチンの早期定期接種化を引き続き国に要望していきます。

次に、子ども等へのインフルエンザワクチンの助成につきましては、一部の 市町村において独自に助成制度が設けられておりますが、本県としましては、 各市町村における制度設計等の参考とできるよう、各市町村の助成状況をとり まとめ、さらに市町村への還元を行っております。

最後に、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種につきましては、今年度本県で麻しん(はしか)の患者数が増加したことを踏まえ、県としては、予防接種法上1回のみの世代の者に対する定期接種(2回目)の追加接種を、また、麻しんの定期接種を受けていない者が行う予防接種に対し国として公費助成するよう国に要望しております。

要請番号	[1] 92	所管課名	健康対策課

- 9. 予防接種について
  - ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の助成制度を設けてください。

# 【回答】

成人(高齢者)肺炎球菌ワクチン(定期接種)については、平成26年10月1日から予防接種法上の定期予防接種とされており、①65歳の者(26~30年度までは経過措置として、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる年度の者)及び②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者については、県内のほとんどの市町村で、2,000円から2,500円程度の自己負担額で接種ができるようになっております。

この成人(高齢者)肺炎球菌ワクチンの費用(定期接種)については、国の地方交付税と市町村の予算で負担するものとされており、自己負担額については、定期接種の実施主体である市町村が決定しております。(低所得者以外から実費徴収可能とされている。)

県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、各市町村における負担額の設定の参考とできるよう、各市町村の自己負担額の状況をとりまとめ、さらに市町村への還元を行っております。

要請番号	[I] 10①	所管課名	健康対策課

10. 健診・検診について

①妊産婦歯科健診への助成制度を設けてください。

# 【回答】

妊産婦歯科健康診査は、母子保健法第13条により「必要に応じ健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない」と規定された事業に位置付けられており、市町村の任意の母子保健事業の一つとして、地方交付税措置により実施されています。

本県では、平成 29 年度では 54 市町村のうち 53 市町村で実施しており、妊娠中から産後 1 年以内の期間において、 $1\sim5$  回(平均 1.4 回)の受診機会があり、いずれの市町村においても自己負担はありません。

県としましては、現時点において独自の助成制度の導入は考えておりませんが、市町村ごとの歯科健診データを含めた実施状況を取りまとめ、市町村へ還元するとともに、未実施の市町村に働きかけ、妊産婦の歯と口腔の健康づくりのさらなる推進を図ってまいります。

要請番号	[I] 102	所管課名	健康対策課

- 10. 健診・検診について
  - ②保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置するよう援助してください。

### 【回答】

現在、県の12保健所のうち、9保健所において常勤の歯科衛生士を配置しており、2保健所では兼務で対応しております。

市町村保健センターには、名古屋市・中核市を除く50市町村のうち、24市町村において常勤の歯科衛生士が配置されており、うち6市町村では複数配置となっています。また、10市町村では非常勤のみの配置であり、19市町村では未配置です。

県としましては、保健所における歯科衛生士の適正配置に努めてまいります。 市町村に対しましては、県内市町村における歯科衛生士の配置状況について情報共有するとともに、市町村ごとの歯科保健サービスの実施状況や歯と口腔の健康状態を把握しながら、人材育成や技術支援を含め、市町村間の健康格差の解消を図るための援助を行ってまいります。

要請番号		所管課名	国民健康保険課
V	. 1		

Ⅱ国に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

① 75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在進めている、これ以上の医療費患者負担増の検討を止めてください。

# 【回答】

国は、経済財政運営と改革の基本方針2018「骨太の方針」(平成30年6月15日)において、「団塊の世代が後期高齢者入りするまでに、世帯間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。」としております。

このため、国に対して、「後期高齢者医療制度における窓口負担については、 各保険者からの意見も踏まえたうえで、制度設計者である国の責任において、 必要な医療へのアクセスが阻害されることにないよう、特に低所得者に充分配 慮した制度の在り方を検討すること。」との要請をしております。

(平成30年8月14日に、全国知事会より「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」を厚生労働省あて提出したものです。)

要請番号 【Ⅱ】②		所管課名	国民健康保険課	
【要請内容】				
②国民健康保険の国庫負担	!を抜本的に引	き上げ、払	える保険料(税)	にするた
めに、十分な保険者支援	を行ってくた	<b>ごさい</b> 。		
今回の制度改革に併せて	、毎年3,4	.00億円の	公費が投入されて	おります
が、今後も医療費が伸びて	いく中で国保	:を持続可能	な制度としていく	ためには、
今回の強化策に加え、さら	なる財政基盤	との強化が必	要と考えておりま	きす。
このため、国に対しては	、将来にわた	り持続可能	な国保制度の確立	と国民の
保険料負担の平準化に向け	て、今後の医	<b>藤費の伸び</b>	に耐えうる財政基	盤の確立
を図るとともに、そのため	に必要な財源	気については	、国が責任をもっ	て確保す
ることを要請しております	0			

要請番号 【Ⅱ】③ 所管課名 健康福祉総務課 【要請内容】 ③マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施 しないでください。また、年金支給開始年齢を68歳からに先延ばしする検 討を止めてください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現し てください。 【回答】 年金制度等の施策は国の直轄事務でありますので、県としましては今後も国 政の場における議論の状況を見守りつつ、適切に対応をしていきたいと考えて おります。

要請番号 【Ⅱ】④ 所管課名 高齢福祉課
----------------------

④ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。 さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

# 【回答】

介護保険における国負担の1つである財政調整交付金について、従来から、 適正な調整の確保のため人口構造の変化等を踏まえた算定方法の見直しを要望 してまいりましたが、平成30年度から財政調整交付金の算定に係る年齢区分 が3区分に細分化され、調整機能の強化が図られております。

また、平成27年度から実施されている消費税増税分を財源とした新たな公費負担による低所得高齢者の保険料軽減については、軽減拡大が予定されているものの実施時期は未定とされていることから、県では、できる限り早期に拡大を行うよう、国に対し要望を行っております。

軽度者への支援のあり方については、国の社会保障審議会介護保険部会から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の総合事業への移行等の状況を踏まえて検討を行うことが適当、と意見が出されているところであり、今後の検討の動向を十分に注視してまいります。

「介護人材の安定的な確保・定着を図るため、介護報酬改定において、介護職員の更なる給与改善を図ること」を国に要望しています。(平成30年7月11日に、厚生労働省に直接要望している。)

また、「介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保すること」、『「新しい経済政策パッケージ」において示された、消費税増税に伴う処遇改善については、介護従事者全体の処遇改善を図ることを前提に、確実に実施すること』を国に要望しています。(平成30年8月20日に全国知事会(高齢者認知症対策・介護人材確保プロジェクトチーム)を通して要望している。)

要請番号	$[\Pi]$ $[5]$	所管課名	児童家庭課
【要請内容】			
⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設し			
てください。			
【回答】			
子ども医療については、全国の自治体で独自の軽減、無料化が行われている			
状況を踏まえ、医療保険制度の見直しや新たな助成制度の創設など、全国一律			
の制度となるよう、国に対して継続的に要請しております。			

要請番号 【Ⅱ】⑥ 所管課名 障害福祉課

### 【要請内容】

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

#### 【回答】

例年、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所等の整備については、必要数を確保できるよう当初予算において適切な予算措置を講じるよう要望しております。

さらに、本年は、5月8日に、地域での生活の場となるグループホームや、 地域生活を支える生活介護施設等の整備が進むよう、厚生労働省へ要望書を提 出いたしました。

報酬単価につきましては、県としまして、国に対し、平成30年7月に「障害福祉サービス費用については、平成30年4月からの報酬改定等の効果を検証し、必要に応じて改善を図ること。」と要請いたしました。

また、平成30年8月には本県が構成員である「16大都道府県障害福祉主管課長会議」においても、「事業者の経営基盤強化のため、平成30年度の障害福祉サービス報酬改定及び平成29年度からの福祉・介護職員処遇改善加算の効果を検証し、今後とも、サービス提供事業者等の経営安定化を図るとともに、法の目指す地域生活移行・就労促進等を促すサービス提供の確保や、福祉・介護ニーズの拡大に対応できる人材の安定的確保ができるよう、事業用地の確保が困難で人件費や物件費等が高額である都市部の実情も踏まえ、人員配置基準や報酬額について必要な改善を図ること。」との要望をいたしました。